

市立幼稚園・認定こども園等の利用者負担額（保育料）

市立幼稚園・認定こども園・子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等の1号認定児の保育料については、公私の差を設けず市が保育料を定めています。

平成30年度からの保育料は、下記のとおりです。

※新制度に移行していない私立幼稚園については、従来どおりです。

利用者負担額(保育料)徴収額表<月額>

(単位:円)

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		《3歳児》 市が定める保育料	《4・5歳児》 市立幼稚園・認定こども園・新制度に移行した私立幼稚園等の1号認定児の保育料			
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
階層区分	定義					
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	3,000	1,400	1,400	1,400	1,400
第3	市町村民税均等割のみの世帯	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
第4	市町村民税所得割課税額が30,000円以下の世帯	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
第5	市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	10,000	8,000	9,000	10,000	10,000
第6	市町村民税所得割課税額が144,000円以下の世帯	16,000	9,000	10,000	11,000	15,000
第7	市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	20,500	11,000	12,000	13,000	18,000
第8	市町村民税所得割課税額が211,201円以上の世帯	25,700	11,000	16,000	16,000	22,000